イベント等での携行缶によるガソリンの取り扱いについて

平成２５年８月１９日
長崎県消防保安室

８月１５日に京都府福知山市において発生した火災事故においては、３人の方がお亡くなりになり、多数の方が負傷されました。

ガソリンの引火点は「－４０℃」程度と非常に低く、静電気等でも容易に火災が発生します。

事故防止の観点から、イベント開催時のガソリンの運搬及び取り扱いについては十分注意されますようお願いします。

１．携行缶からの給油について

○ 周囲に火の気がないことをよく確認し、人体その他に影響がない水平な場所で行なってください。

○ 給油前には、必ずエア調整ネジを緩め、缶内の圧力を調整してからキャップを取り外してください。

⇒キャップを一気に外すと、内圧差によるガソリンの噴出、キャップの飛び出し等による事故が起きる恐れがあり、大変危険です。

※　携行缶に添付されている取扱説明書を十分読んでからご使用ください

２．イベント時等で、やむをえず保管が必要な場合

○　保管が必要な場合は、以下のような場所は避けてください。また、携行缶の錆など状態にも留意してください。

・ 火の気がある場所
・ 温度変化の多い場所
・ 直射日光が当たる場所
・ 高温になることが予想される場所

⇒上記のような場所での保管は、容器の変形、破裂や火災などの恐れがあります。

３．ガソリンの運搬について

○　ガソリンを専ら乗用に供する車両で運搬する場合の運搬容器は、金属製容器又は金属製ドラム（天板固定式のものに限る。）で最大容積２２リットルまでのものと定められています。

⇒消防法令基準に適合したいわゆるガソリン携行缶を使用しなければなりません。

○　携行缶は、消防法令基準を満たした危険物保安技術協会の試験確認済証が貼付されているものを利用することを強く推奨します。

○　指定数量（ガソリンの場合２００リットル）以上を運搬する場合には、標識の掲示や消火設備が必要です。

⇒不明な点は最寄りの消防本部、消防署にお問い合わせください。

○　セルフのガソリンスタンドで顧客がガソリンを容器に詰め替えることは消防法令で認められていません。

⇒かならず従業員に給油してもらってください。